

平成 3 1 年 4 月 5 日開催

第 1 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成31年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成31年4月5日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時33分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 18人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	1番	菅井 誠
委 員	2番	菅井 美徳
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	4番	西原 弘子
委 員	5番	石山 幸一
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	8番	早川 剛司
委 員	9番	小野 人司
委 員	10番	須藤 智弘
委 員	11番	中村 肇
委 員	12番	笹原 仁
委 員	13番	岡田 一司
委 員	14番	林 秀和
委 員	15番	上野 邦彦
委 員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 0人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	9番	小野 人司
委 員	17番	石丸 博雄

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 平成30年度農業委員会事務報告について

議案第1号 平成31年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 あっせん委員の指名について

議案第8号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也

農地・農業振興担当係長 原 吉生
農地・農業振興担当係長 梶田 淳一
農地・農業振興担当主任 市原 英二

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成31年度第1回（H31.4.5）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員18名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、9番 小野委員、17番 石丸委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. H31.3.6（水）13：30～
第11回農業委員会総会

2. H31.3.7（木）～15（金）10：00～
第2回遠軽町議会（定例会）
新国会長、河本事務局長出席

3. H31.3.19（火）13：00～
北海道農業会議第86回総会及び平成30年度市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会【札幌市第2水産ビル】新国会長、河本事務局長出席
【内 容】

総会では、平成31年度の事業計画や収支予算などの議案が提出され、承認されました。

総会終了後、研修会が開催され、道農政部の小谷主幹から「北海道主要農産物等の種子の生産に関する条例について」と札幌国税局の小竹係長から「消費税の軽減税率制度の実施について」の研修を受けました。

4. H31.3.20（水）13：30～
遠軽町農業セミナー【かぜる安国】新国会長、小川係長、斉藤係長出席
【内 容】

日本政策金融公庫北見支店の高槻氏から、昨年東京農大と協同で実施したアンケート調査の結果について報告があったほか、津別農協の岡本参事から「就農先の受け皿づくり」という内容で「有限会社だいち」の取り組みについての講演がありました。

5. H31.4.5(金) 10:30～

遠軽町担い手対策協議会第2回定期総会【役場3階中会議室】広瀬事務局長、吉岡主幹出席

【内容】

総会では、提案された案件は全て承認されました。

◆今後の予定

1. H31.4.5(金) 20:15～

遠軽町青少年クラブ平成31年度定期総会【網走農業改良普及センター遠軽支所】

小川係長出席予定

2. H31.4.9(火)～10(水)

第97回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市紋別セントラルホテル】

新国会長、広瀬事務局長出席予定

3. H31.4.22(月) 13:30～

平成31年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会【役場3階大会議室】

広瀬事務局長、吉岡主幹出席予定

4. H31.5.7(火) 13:30～

第2回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1. 任命を解く職員

事務局長 河本 伸二

遠軽町農業委員会事務局長の職を解く
遠軽町に出向を命ずる

係 長 森谷 智之
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

係 長 斉藤 勝彦
遠軽町農業委員会農地・農業振興係長の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

2. 任命をする職員

事務局長 広瀬 淳次
遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会事務局長を命ずる

主 幹 吉岡 秀利
遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会主幹を命ずる

係 長 原 吉生
遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長を命ずる

3. 任免年月日

平成31年4月1日

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。

議 長 暫時休憩します。(13:36～13:41)

議 長 再開します。
次に、報告第2号「平成30年度農業委員会事務報告について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第2号「平成30年度農業委員会事務報告について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

議案につきましては、事前に配布をしておりますので、要点のみを報告したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願します。

1の組織につきましては、会長をはじめ各委員、事務局について載せてございます。

2の農業委員会総会等の開催でございますが、総会を11回、農地部会を1回、農地利用状況調査を各地域で1回開催しております。

4の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務につきましては、3条については8件177,166㎡、4条については3件16,647㎡、5条については2件494㎡、18条については13件562,016㎡の取り扱い、基盤強化法については17件1,554,423㎡の取り扱いとなっております。

5の農地移動あっせん事務については、「成立」5件177,526㎡の取り扱いとなっております。

7の農業後継者対策事業については、農業後継者と京都女性との交流会事業に2名参加し、合計120,000円を支出しています。

8の農業者年金関係事務につきましては、248件の受付をしております。

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第2号「平成30年度農業委員会事務報告について」を終わります。

議長 次に、議案第1号「平成31年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「平成31年度遠軽町農業委員会活動日程等について」の説明をいたします。議案書をご覧ください。

別紙の活動日程(予定)につきましては、本日の農業委員会の総会をはじめ、以下のとおり予定しております。

なお、8月1～9日の「各地域ごとの農地パトロール(利用状況調査)週間」では、各委員にご協力をお願いいたします。

また、1月中旬予定の「全道農業者年金研修会及び農業委員会活動強化研修会」では、早めに周知しますので、委員の皆様の参加についてよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」9件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● ● 外 2 2 筆」・地目「公簿一畑、用悪水路、原野、田・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2 3 筆合計 2 4 4, 3 6 9」

3 通知の理由

平成23年11月11日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、
用悪水路・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 29,951」
- 3 通知の理由
平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃
貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

その3

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は
畑」・面積（㎡）「26,036」
- 3 通知の理由
平成24年2月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃
貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、
双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当
しません。

その4

- 1 通知者の住所氏名
 賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●●
 ●● ●●

 賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●●
 ●● ●●
- 2 通知の土地
 所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 47,200」
- 3 通知の理由
 平成28年11月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
 合意解約
 （議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その5

- 1 通知者の住所氏名
 賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●●
 ●● ●●

 賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●●
 ●● ●●
- 2 通知の土地
 所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 19,242」
- 3 通知の理由
 平成28年11月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
 合意解約
 （議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当

しません。

その 6

1 通知者の住所氏名

貸貸人－札幌市 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「10,687」

3 通知の理由

平成29年8月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 7

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●外1筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,358」

3 通知の理由

平成29年8月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 8

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 1 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2 筆合計 4 2 , 9 3 9」

3 通知の理由

平成 2 8 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その 9

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「6 8 , 7 1 8」

3 通知の理由

平成 2 8 年 4 月 1 3 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その3」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その4」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その4」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その5」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その6」から「その9」についての質疑を行いま
すが、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件で
すので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:58～13:58)

議 長 再開します。
これより、議案第2号「その6」について質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その6」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その7」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第2号「その7」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その8」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その8」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その9」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その9」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「その6」から「その9」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(14:00~14:00)

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「その6」から「その9」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1・所在「●●●、●●●」・地番「●●外19筆」・地目「公簿一畑、用悪水路、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「20筆合計198,453」・貸主「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 300,356」・申請理由「離農のため」・借主「●● ●● 外2名」・労働力（人）「11」・経営面積（㎡）「畑 2,518,013」・申請理由「経営規模拡大のため」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本件は、●● ●●・●● ●●・●● ●●の3名の共有名義による賃貸借となっております。

基盤強化法による農用地利用集積計画では共有名義による賃貸は認められていませんので、農地法第3条での設定となりました。

整理番号2につきましては、所有権移転でございます。

整理番号2・所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 22,410」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 345,475」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 57,929」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います、
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：05～14：05）

議長 再開します。
これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第3号「整理番号1」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(14:06～14:06)

議長 再開します。
●●委員、●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号1」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第3号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について」2件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●先」・現況「畑」・面積(m²)
「9, 127. 17」

3 申請の理由

譲渡人 既に経営移譲しており、賃貸借している農地に隣接する当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。

譲受人 賃貸借した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地（㎡）「648, 421.53」・貸付地（㎡）「ー」・借入地（㎡）「108, 168」・合計（㎡）「756, 589.53」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

その2

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●先」・現況「畑」・面積（㎡）「3, 811.50」

3 申請の理由

譲渡人 既に経営移譲しており、賃貸借している農地に隣接する当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。

譲受人 賃貸借した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地（㎡）「106, 400」・貸付地（㎡）「ー」・借入地（㎡）「577, 031」・合計（㎡）「683, 431」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

以上で説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長

それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第4号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(m^2) 「4. 00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する
施設（通信用アンテナ）建設のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
4. 00 m^2
- 4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（ソフトバンク）建設のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その2

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積

(㎡) 「4.00」

- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）建設のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
4.00㎡
- 4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（ソフトバンク）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その3

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(㎡) 「4.00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）建設のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
4.00㎡
- 4 農用地区域除外の理由
遠軽●●●基地局（ソフトバンク）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

その4

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積
(㎡) 「12.00」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信事業法に基づく電気通信事業（携帯電話）の用に供する施設（通信用アンテナ）建設のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
12.00㎡

4 農用地区域除外の理由

遠軽●●●基地局（KDDI）建設のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が携帯電話基地局を建設するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「その2」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「その3」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「その4」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1～6につきましては、賃貸借でございます。
整理番号1、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一用悪水路、田、畑・現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 45,916」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H31.4.12」・終期「H41.4.11」・期間「10年」・金額(円)「10a5,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第2号で解約した農地について、新たな借主と賃貸借を設定する件でございます。

整理番号2、所在「●●●」・地番「●●内外3筆」・地目「公簿一畑、用悪水路・現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 29,951」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H31.4.12」・終期「H41.4.11」・期間「10年」・金額(円)「10a5,000」・支払方法「毎年12末日までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第2号で解約した農地について、新たな借主と賃貸借を設定する件でございます。

整理番号3、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 43,199」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借

権」・始期「H31.4.12」・終期「H41.4.11」・期間「10年」・金額（円）「年108,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第2号で解約した農地について、新たな借主と賃貸借を設定する件でございます。

整理番号4、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「10,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H31.4.12」・終期「H34.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「年10,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号5、所在「●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿一原野、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,792」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H31.4.12」・終期「H34.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「年72,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号6、所在「●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 22,000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H31.4.12」・終期「H34.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「年50,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため、新たに貸貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律31条」の規定に抵触する案件がありますので、それぞれ関係する委員の退席を求めて審議を行います。

それでは、議案第6号「整理番号1」と「整理番号2」の質疑を行いますので、「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：24～14：24）

議長 再開します。
これより、議案第6号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号1」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号2」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号2」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第6号「整理番号1」と「整理番号2」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（14：25～14：25）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第6号「整理番号1」と「整理番号2」については、原案のとおり

決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第6号「整理番号3」についての質疑を行いますので、「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（14：26～14：26）

議長 再開します。
これより、議案第6号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号3」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第6号「整理番号3」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（14：27～14：27）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第6号「整理番号3」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第6号「整理番号4」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号4」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号5」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号5」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号6」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号6」については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「あっせん委員の指名について」2件を議題としま
す。事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第7号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一畑、
牧場・現況は全て畑」・面積(㎡)「8筆合計 118,505」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積(㎡)「8筆合計 15,988」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第7号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第7号「その1」及び「その2」のあっせん委員については、4番西原委員、11番中村委員を指名します。
各委員は、宜しく願います。

次に、議案第8号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第8号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「315」・申請者「北見市●●●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより議案第8号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、平成31年度第1回農業委員会総会を閉会します。